

## 申第31号「新幹線旅客のはしか感染」に関する緊急申し入れ に対して窓口回答

2月の上旬に東海道新幹線の新大阪～東京間を往復していた旅客が、はしかに感染していたことがわかり、大阪府は、感染が広がる可能性もあるとして、注意を呼びかけました。はしかは、空気感染し感染力も強いことから、J R 東海労は、新幹線職場で働く全社員の健康問題にかかわることなので、緊急に申し入れを行い団体交渉の開催を求めました。

3月5日に会社は、この申し入れに対して、窓口回答をしました。

### 申し入れと会社回答

マスコミ報道によると、今月上旬に東海道新幹線で新大阪と東京の間を往復していた旅客が、はしかに感染していたことがわかり、大阪府は、感染が広がる可能性もあるとして、同じ新幹線に乗車した人などに注意を呼びかけているとのことである。はしかは、空気感染で広がり、感染力が非常に強いことから、新幹線職場で働く全社員に対して「3週間以内に、はしかを疑う症状が出た場合は、事前に、医療機関に連絡をしたうえで、すみやかに受診する」等、会社の責任において早急に周知する必要があると考える。よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. マスコミ報道によると、当該旅客は2月6日に発熱したあと、12日、医療機関を受診し、遺伝子検査の結果、13日に感染が確認されたとのことである。今後、新幹線職場でも感染が拡大する可能性があるため、全社員に対して、感染防止等の注意を呼びかけること。

大阪府からの発表を知得した2月15日に、5運輸所において掲示を掲出し、大阪府からの注意喚起の内容を伝えるとともに、感染が疑われる症状が現れた場合の対応について指示をしている。

2. はしかは、空気感染で広がり、感染力が非常に強いとのことである。乗客・乗務員の感染防止の為、事態が収拾するまで、マスク着用の義務付けなど対策をとること。また、マスク着用を希望する社員には、これを認めること。

そのような考えはない。

3. はしかは、妊娠している女性に対して重症化する恐れがある。医療機関への受診を希望する社員に対して、感染症疑いの有無に関わらず、速やかに受診させること。

自己の健康管理に関することであり、各自の判断で受診されたい。

4. はしかの感染及び感染防止のために、医療機関を受診した場合の医療費用は会社が全額負担とすること。

そのような考えはない。

自己の健康管理に関することであり、受診する場合は自己負担となる。

以 上